

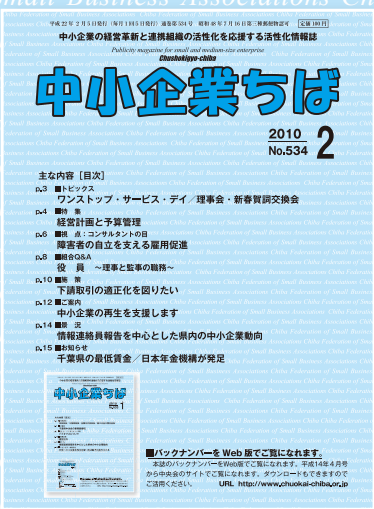
中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌
Publicity magazine for small and medium-size enterprise
Chushokigyo-chiba

中小企業ちば

2010 No.535 3

主な内容 [目次]

- p.3 ■トピックス
千葉のちから中小企業表彰 / 中小企業憲章に関する研究会
- p.4 ■特集
共同金融事業の実施体制 ～金融事業運営上の留意点、金融事業体制の整備～
- p.6 ■視点: コンサルタントの目
クラウドコンピューティングとは 中小企業に適したIT活用
- p.8 ■組合Q&A
会計からみた金融事業
- p.10 ■施策
セーフティーネット貸付制度 経営環境変化対応資金、金融環境変化対応資金等
- p.12 ■ご案内
商工中金 融資対象、融資形態、一般的な融資
- p.14 ■景況
情報連絡員報告を中心とした県内の中小企業動向
- p.15 ■お知らせ
新卒者就職対応プロジェクト事業 / 育児・介護休業法が改正されます



■バックナンバーを Web 版でご覧になれます。

本誌のバックナンバーをWeb版でご覧になれます。平成14年4月号から中央会のサイトでご覧になれます。ダウンロードもできますのでご活用ください。 URL <http://www.chuokai-chiba.or.jp>

千葉のちから中小企業表彰

「千葉のちから中小企業表彰（従業員表彰）」が2月1日、千葉県庁で行なわれた。本会推薦の被表彰者は次の3名。

▼斎藤富士夫(株)九六(匝瑳市) Ⅱ成田市水産物仲卸(協) ▼福本房夫(株)味工(館山市) Ⅱ千葉漬物工業(協) ▼榎澤輝夫(株)ファイラス(千葉市緑区) Ⅱ(協) 千葉電設協会

金融懇談会

本会は2月1日、千葉市内において金融懇談会を開催した。

これは、本会と商工中金千葉及び松戸両支店が出席し、①組合の設立状況②千葉県における労働事情実態調査③最近の金融情勢についての報告があり、その後組合金融について意見交換が行なわれた。

中小企業憲章に関する研究会

中小企業庁は、2月3日経済産業省において、「中小企業憲章」に関する研究会を発足させた。

これは、中小企業憲章の制定に向けて、「次世代の人材育成」、「公正な市場環境整備」、「中小企業金融の円滑化」などを柱にこれから検討していくもの。

中小企業憲章とは、日本の経済社会における中小企業の役割を評価し、国づくりの柱に据えることを国会が決議し、憲章の精神を実現するために、現行の中小企業基本法をはじめ、諸法令を整備・充実させる道筋を示すもの。

すでに、EUでは「中小企業憲章」で、中小企業を「欧州経済のパックボーン」であるとの理念を掲げ、ヨーロッパ経済戦略の中核に中小企業を位置付けている。

我が国でも、04年版の『中小企業白書』では「中小企業は過去にも現在でも将来においても経済社会を先導する存在」として、中小企業を正しく評価する気運がおりつつある。

海匝銚子地区懇談会

本会は2月4日、銚子市内のホテルにおいて、地域組合等活動支援事業の一環として、懇談会を開催した。

はじめに経営コンサルタントの安藤孝先生が「組合活動活性化について」講演、続いて本会の設立相談室と連携支援部(商業支援課、工業支援課、経営支援課)から中小企業連携組織対策事業についての説明があり、その後意見交換が行なわれた。

組合事務局責任者協会総会

千葉県中小企業団体事務局責任者協会は、2月8日千葉市内で、第3回通常総会を開催し、平成21年度事業報告及び決算報告、平成22年度事業計画案及び収支予算案を承認し、任期満了に伴う役員改選では、次期会長に千葉県コンクリート製品(協)の神子勇事務局長が選任された。

総会終了後、本会と共催で組合事務局担当者等研修会(セミナー)が開催され、明治大学政治経済学部森下正教授による「中小企業組合の未来像を探る」と題する基調講演、日本自動車ガラス販売施工事業(協)の渡邊伸一専務理事の「組合運営と財政基盤の強化について」の事例発表があり、その後、全体交流会が開かれた。

商業4団体新春合同講演会

千葉県商店街連合会、千葉県商店街振興組合連合会、千葉県商業専門店協同組合連合会、千葉県共同店舗協議会は共催で2月10日、千葉市内において新春講演会を開催した。

はじめに、太田巳津彦ワイ・キャップコンサルティング代表が「個店の魅力を引き出すための一店逸品運動」について基調講演を行い、続いて太田氏がコーディネーターになり「店逸品運動を商業活性化につなげるための方策」についてパネルディスカッションが行なわれ、その後新春賀詞交換会が開催された。

情報連絡員会議

本会は2月16日、千葉市内で、①事務局による「情報連絡員集計結果報告」②三井生命保険(株)千葉支社による、「生命保険を活かした事業承継対策」をテーマに、情報連絡員会議が開催された。

組合青年部千葉県大会

千葉県中小企業団体青年中央会(佐久間厚尚代表幹事)は2月17日、千葉市内において、千葉県大会を開催した。

はじめに、佐野総合法律事務所(島田直樹弁護士)の「債権回収について」の講演、千葉県金融支援室の「千葉県の制度融資について」の説明があり、交流懇親会が開かれた。

中小企業団体交流大会

本会と千葉県異業種交流融合化協議会(本田周会長)は共催で、2月24日千葉市内において、中小企業団体交流会を開催した。

「MICブランド確立に向けた経営戦略」と題した水上印刷(株)水上光啓代表取締役の基調講演、「地域発展に向けた木更津工業高等専門学校」の取組みについて」と「組合事業活用による企業活性化について」の事例発表があり、その後全体交流会が開かれた。

第3回理事会(予算)

3月19日(金)午後3時
ホテルポートプラザちば

共同金融事業の実施体制

金融事業運営上の留意点

組合の行う金融事業は、従来、ともすると信用力の乏しい組合員が市中では資金調達ができなくなった場合や、金融がタイトになった局面で初めて存在意義をもつといった面がないではありませんでした。しかし、組合の金融事業は

共同の力で組合員のために金融機能をもつ組織を構築しようとするものですから、決して市中の金融機関を補完するだけが、その役割ではありません。組合は組合員のために、最も有利で安定した資金供給のパイプとしての機能を果たすことが求められております。

したがって、組合は金融に行き詰った組合員から相談を受けて初めて腰をあげるといような受身の姿勢ではなく、資金需要の発掘を含む積極的な事業活動が望まれます。特に、近年、わが国の金融構造は大きく変化し、金融機関をめぐる環境はかつてない厳しい様

相を呈していることは周知のところ。組合が受身の姿勢で組合員からの資金需要にに応じている限り、事業としての進展は期し難いでしょう。また、それでは組合員の金融取引を改善し、経営の合理化、近代化に資することはできません。

ところで、今後、組合が積極的な事業活動を展開する上で、留意しなければならぬ点をあげると次のようなことがあります。

□組織機構や制度の整備

組合金融事業といっても、事業の内容は銀行の行なう貸付業務と基本的には大差ありません。銀行ほどとまではいなくても、しっかりととした機構と制度を整える必要があります。

□広く組合員に利用してもらう

金融事業は組合が自らの利益のために行うのではなく、広く組合員に利用してもらうためのものですから、組合員のニーズを十分汲み入れ、事業運営や貸付条件など

も組合員にとって魅力あるものにするのが大切です。

□運営は公明正大に

組合の共同事業は、組合員のために行うものですから、金融事業の運営も組合員に対し公明正大でなければなりませんし、会計面では他の共同事業と分離し明確にすることが必要でしょう。

□信用調査能力をつける

組合が信用調査についての知識や経験を深めてくると、単に組合員の借入申込に対し、融資の可否を判断するために調査をするというだけでなく、組合員の事業や財務上の問題点をつかみ、それをどう改善すべきかが分かるようになります。組合が経営上の助言、指導まで行う力をもってきますと、

組合への信頼が高まるばかりでなく、その過程で様々な資金需要を発掘することが可能となつてきます。

□不測事態への対応

貸付先の行き詰まりなど不測の事態に適切に対応するためには、法的、実務的知識を養っておくとともに、日頃から債権保全措置をおろそかにしない心構えをもつことが肝要です。

□他の事業も行なう

組合は金融事業のみでなく、できるだけ他の事業もあわせて行なうことによって、共同の力が発揮できることとなります。

ちなみに、千葉県では、金融事業のみを行う協同組合等の設立の認可申請は認められません。

金融事業体制の整備

組合が金融事業を円滑に運営していくためには、まず、組合内部の体制を整備することが必要です。特に組合の金融事業は通常、その原資のほとんどを金融機関からの借入金に依存するわけですから、これを伸ばしていくには金融機関の信頼を勝ち得ることが大切です。そのためにも内部体制の整備、すなわち運用の基準を明確にするための「制度」づくりと公平的確かつ効率的に運営するための「機構」づくりが必要となります。

もちろん、内部体制は組合の規模の大小、地区の広狭、金融事業の規模、内容の如何などによって異なつてきますが、ここでは典型的な体制を概観することにします。

□制度の確立

金融事業の種類と範囲について

は組合法では、次のように定めています。

① 組合員に対する事業資金の貸付（手形の割引を含む。）及び組合員のためにするその借入（第9条の2第1項第2号）② 定款で定める金融機関に対して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けて行うその債権の取立て（第9条の2第10項）

したがって、組合の金融事業は組合法で定められた2つの事業の範囲内で行なう場合に認められるということになり、例えば貸付は、組合員がその事業を行うために必要な資金に限られ、生活資金や他人への転貸資金を貸付けることはできません。当然借入は組合員に対する事業資金の貸付と併せてのみ行うことが認められております。また、債務の保証と債権の取立については定款で定めている金融機関に対してのみ認められています。

ところで、このような金融事業を行おうとする場合は、次のような運用基準について検討する必要があります。

▼定款 ▼金融事業規約

▼金融委員会規約

▼借入金額の最高限度

▼1 組合員に対する貸付（割引）
または1 組合員のためにする債務保証の金額の最高限度

▼金融事業規程

組合の行う事業は、組合の組織運営の基本的な規則である定款の絶対的必要記載事項ですから、まず定款で金融事業の種類を定めなければなりません。したがって、定款に金融事業の定めがない既存の組合が新たに金融事業を行うおうとする場合は、定款の変更手続きを要します。又、金融事業の実施細則については、通常、規約や規程を設けて、これに譲るということとなります。そして、これらに基づき金融事業に着手する場合は、総会において借入金額の最高限度、1 組合員に対する貸付や債務保証金額の最高限度を決めるとともに、当該年度の事業計画と収支予算を決議する必要があります。

以上が金融事業の運用基準となるものですが、ここでは特に重要な規約や規程の中に盛り込む項目について述べます。これは組合の規模や金融事業の内容などによつ

て異なりますが、通常、「金融事業規約」には、目的、原資の調達方法、貸付基準（金利、期間、担保、保証人等）、借入申込手続、貸付決定方法、条件変更手続などについて定められます。

なお、規約と規程の違いについては、両者はとかく混同されがちで、その区分は必ずしも明確でないのが現実ですが、両者には次のような違いがあります。

すなわち、規約は組合員の権利義務に直接影響を与える事項について規定するもので、この設定、改廃は総会の議決を必要とします。これに対し、規程は組合員の権利義務に直接影響を及ぼすことのない、たとえば、権利委譲、帳簿組織などの業務運営、事業遂行に関する事項を定め、その設定、改廃は理事会で決めるということとなります。

□機構の整備

これまで述べたように、金融事業に関する運用の基準が定款や規約、規程によって確立すると、それに基づき組合は具体的な年度間の事業計画をたて、総会の承認を得て、金融事業に着手することになります。

その場合、事業計画を実施するための個々の方針や計画は理事会が決定し、それを代表理事が執行することになります。代表理事のもとには、通常、借入申込の受付に始まり、調査、貸付実行、債権の保全、回収などの一連の事務を処理する機関として事務局がおかれます。さらに、金融事業の円滑かつ適正な運用を期するため、金融委員会が理事会の諮問機関として設置されます。

金融事業に関する執行方針や実施計画の決定は理事会が行い、これに基づいて代表理事が業務を遂行することはご承知のとおりです。

ところが、代表理事を初め組合の役員は多くの場合、組合員の中から選ばれますので、それぞれ自分の事業をもち組合の業務に専念するわけにはいきません。そこで共同事業を行うに当たっては、事業の処理をする事務局の役割が重要です。特に、金融事業については権限と責任を明確にしたうえで、代表理事、常勤理事、事務局長などに権限を分散委譲して、事務局内に稟議制度と検証制度を取り入れながら事務処理の円滑化を図る必要があります。

「ITソリューション」の目

クラウドコンピューティングとは

中小企業に適したIT活用

クラウドコンピューティング

最近「クラウドコンピューティング」という言葉が新聞やニュースでもはやされ話題となつていく。コンピューターとは判りにくいことが多いし、新しい言葉が出てくると拒否反応を感じる方も多いのではないだろうか。しかしクラウドコンピューティングは中小企業向きのコンピューターの使い方などと言われると、中小企業経営者としては無関心ではいられない。今回はこのクラウドコンピューティングについて考えてみたい。

所有から利用へ

コンピュータを使うためには、ハードウェア即ちコンピュータとソフトウェア（コンピュータを動かすための命令の集まり）が必要であることはご承知の通りである。通常はこのハードウェアとソフト

ウェアを自社で購入し使用する。この場合、購入費用が大きいこと、情報技術の専門家が必要なことなどにより中小企業のコンピュータ活用が阻害されてきた。これに対してクラウドコンピューティングではハードウェアやソフトウェアはインターネットの向こう（よく見えない雲（クラウド）の向こう）にあり、利用者はこれらを借りて使用するものである。利用者は安価なパソコンなどの端末機器とネットワーク（インターネット環境）を準備すればよい。また、使用者は端末の操作方法さえ習得すればよく、情報技術の専門家は必要ない。もちろんハードウェアやソフトウェアを借用するためには多少の費用が掛かるが、複数の利用者が雲の向こうのハードウェアやソフトウェアを共同利用することで、買うよりは安く使用することが出来る。

身近なクラウドコンピューティングの例

クラウドコンピューティングという言い方はグーグル社のエリック・シュミット（CEO）が言い始めたと言われているが、具体的にどのようなものがあるのであるうか。

多くの人は何か調べる場合、グーグルやヤフーの検索サービスを活用することであろう。このサービスはキーワードを入力すると、関連するWEBサイトを瞬時に探し出してくれる非常に便利なものである。この検索プログラムはグーグル社やヤフー社のコンピュータの中にある。私たち利用者はパソコンのブラウザがあればよい。検索のためのハードウェアやソフトウェアはクラウド（雲の向こう）にあり、それが世界のどこにあって、どんなプログラムで実行されているか知る必要は無い。

クラウドコンピューティングの背景

さて、次に何故クラウドコンピューティングが最近話題になり始めたのであろうか。コンピュータの活用方法に関しては分散処理と集中処理があり、どちらの処理方法で行うかはコンピュータの能力（計算速度や記録容量など）や通信スピードによって決まってくる。

クラウドコンピューティングはハードウェアやソフトウェアを一箇所（雲の向こう）に集中し、情報処理を一箇所で行うので集中処理といえる。昨今のネットワーク（インターネット）の高速化と基本ソフトウェアの技術（多くにコンピュータを結合して一台のコンピュータのように見せる技術）、インターネットの利用技術（ソフトウェア技術）の進歩がクラウドコンピューティングの背景にある。

企業におけるクラウドコンピューティング（ASP/SaaS）

先に例示した検索サービスは一般の消費者を対象としたサービスであるが、企業を対象としたクラウドコンピューティングについて見てみよう。従来から企業におけるコンピュータ活用は自前のハードウェア、ソフトウェアを導入して行われてきたことは先に述べた。近年ソフトウェアに関してはパッケージソフトを導入することが一般的である。クラウドコンピューティングにおいては、ハードウェアはもとより、パッケージソフトウェアも購入するのではなく、外部から借りて使用する。この形態としてASP（Application Service Provider）やその発展形としてのSaaS（サールズ ソフトウェア サービス）がある。ASPとSaaSの違いは明確ではないが、両方とも外部の計算センター（最近ではデータセンターという）からハードウェアやソフトウェア（パッケージ）を借りて使用することにより、企業の情報処理を行うものである。ASP／

SaaSの特徴は企業内のデータやプログラムがクラウドに置かれることにあり、利用者から見ると自社がコンピュータやソフトウェアを独占して使用しているように見える。

SaaSの展開、事例

経済産業省ではこのSaaSを中小企業のコンピュータ活用促進のモデルとして数年前から推進している。J-SaaSと言われるもので、計算センターを用意して、財務管理、給与計算、在庫管理などのパッケージソフトウェアを準備し、活用促進や啓蒙活動を行っている。用意されているソフトウェアがパソコン用ソフトの延長線上のものが多く、費用的にも必ずしも安価とはいえないこともあり、実用にはもう少し時間が掛かると思う。

また、コンピュータメーカーを始め多くのソフトウェア会社がクラウドコンピューティングサービスを始めている。SaaSの事例として有名なものにはセールスフォースドットコム（Sales Force. Com）という顧客管理ソフトウェアがある。このソフトウェアは全社の顧客情報を一元

管理し、WEBブラウザさえあれば、いつでもどこでも顧客情報を検索したり更新したりできるシステムである。

また、千葉県内で2001年からASP/SaaS事業を展開している企業がある。（株）シーネット（船橋市）は倉庫管理サービスをSaaSにより提供している。このサービスでは倉庫内の在庫の棚番別管理や作業進捗管理などを行い、在庫数量をリアルタイムで把握できる。システム導入に当たっては、客先のニーズに合わせてプログラムを変更するサービスも行っている。システム導入検討から実際の稼動まで4〜5ヶ月程度と非常に短期間に導入できる。

クラウドコンピューティングの課題

最後にクラウドコンピューティングの課題、問題点について考えてみる。一般に言われていることはインターネットを使用してクラウド（雲の向こう）にあるサービスを使用することによる問題である。一つはインターネットが回線の故障やコンピュータウイルスなどの危機に対して弱い点であり、

絶対に停止しては困るようなシステムには使用しにくい。また、データをクラウドに置いておくので、機密性の高いデータ処理はクラウドコンピューティングには向かないのではないかという意見もある。更にコア・コンピタンス経営で有名なプラハラードは著書「イノベーション新時代」の中でビジネスプロセスが企業の競争力の源泉であり、そのバックにはソフトウェアが存在するという。このような競争力の源泉となるようなシステムはクラウドコンピューティングには不向きなのではなからうか。

最後に

いずれにしても、わが国の中小企業の情報化は遅れているといわれている。

生産性向上のために、販売・製造や財務など企業経営の基幹となる業務は情報システムをもっと活用する必要がある。クラウドコンピューティング（SaaSなど）はその強力な解決策のひとつとなる。その意味からクラウドコンピューティングについて今後の動向を注目していきたい。

（中小企業診断士 安藤 孝）

総合Q&A

会計からみた金融事業

金融事業は、中小企業が組合という組織に資本力や担保力を結集し、個々では実現できない大きな信用力を創りあげ、組合員の金融上のポトルネットワークを打開しようというもので、高度成長期までは組合の行う事業のなかでは、最も一般的な事業で、高い実施率をあげてきました。

しかし、わが国経済はバブル期とその崩壊を経験し、金融面では緩和基調が定着するとともに、中小企業専門金融機関の成長、都市銀行の中小企業分野への進出、国や地方自治体等の制度融資の充実などによって、かつてのような中小企業の金融事業は遠のきつつあるといわれています。しかし、今後、中小企業をめぐる金融環境が、より一層好転することがあるとしても、共同事業の中での金融事業の地位の重要性は変わらないと思われまます。

それは金融事業が単に組合員の金融円滑化という役割を果たすに

とどまらず、金融事業を適切に運用すれば、今日、組合員が直面している経営上の問題点を発見し、解決するのに役立つことが期待されるからです。

それでは、金融事業の種類にはどんなものがあるのでしょうか。

■金融事業の種類

金融事業は言うまでもなく、組合員のために、組合が資金の斡旋または貸付を行なう事業です。

また、商工中金との取引で金融事業を行なう場合は、商工中金の株主となり、商工債権の購入、あるいは組合員からの受入金が必要になります。

金融事業を会計処理の上から分類すると次のようになります。

- ① 資金の斡旋
- ② 証書貸付
- ③ 手形貸付
- ④ 手形割引貸付
- ⑤ 債務保証
- ⑥ 債権取立
- ⑦ 商工中金株式
- ⑧ 商工債権
- ⑨ 受入金（預り保証金）

■資金の斡旋

商工中金から組合員が直接借入をする場合も、組合は商工中金の

株主となる必要があります。

また組合と商工中金との取引では、商工債券を購入することがありますが、資金斡旋の場合は、商工中金から借入をする組合員が直接引き受けることが多いようです。

資金の斡旋の仕方は様々ですが借入実現に組合の力が大きであった場合以外は、あまり手数料を徴収しないようです。

■証書貸付

証書貸付は、組合が、組合員から金銭消費貸借契約書又は借用証書を差し入れさせ、貸付を行なう事業です。

証書には、貸付金額・返済期日・返済方法、利率・利息支払方法・担保・保証人などの特約事項を明確に記載できるため、主に、長期貸付に用いられます。

貸付資金については、商工中金からの転貸資金をあてる場合が多いようです。

また、組合として、商工債券を購入するようになるので、購入資金を組合員から受け入れることができます。

■手形貸付

手形貸付は、金銭消費貸借契約

書又は借用証書の代用として、約束手形（貸付手形）を用いる貸付事業です。

貸付資金については、商工中金からの転貸資金をあてる場合が多いのですが、少額な貸付の場合は組合の手持資金（組合員からの出資金のうち余裕資金として保有されている資金であって、貸付のために特に組合員から出資された資金ではない）をあてる場合もあります。

また、手形貸付は、手形を証書の代用に用いるため、貸付利息を先取りすることが多いようです。

■手形割引貸付

手形割引貸付は、組合員が商取引により取得した手形を、譲渡担保として貸付をする事業です。

金融機関では手形割引を割引依頼人に対する与信行為として認識しており、手形割引は、手形を譲渡担保とした割引依頼人に対する与信行為としての実務が定着しており、組合の金融事業でも、手形割引とは考えずに貸付の形態としてとらえています。

手形割引貸付は、組合員が商取引により取得した手形（商業手形）により貸付けるのですから、短期

の貸付が多くなります。

貸付金としては、割引の形式で受取った手形を、さらに、商工中金へ持ち込み、再割引の形式で借入れた資金をあてる場合がほとんどです。

なお、手形割引貸付に良く似た手形の動きとして、共同購買事業の商業手形が裏書譲渡の方法で、組合員から組合に譲渡され、さらに組合から商工中金に割引依頼されるものがありますが、これは手形割引貸付ではありません。

■ 債務保証

債務の保証は、組合が、組合員の債務を保証する事業ですが、これは債務として確定しているわけではなく、債務者が支払い不能の場合に、債務者に代わり支払をする事業です。

■ 債権取立

債権の取立ては、金融機関の委任を受けて組合員から債権を取り立てる事業ですが、最近あまり事例がないようです。

■ 商工中金株式

商工中金から資金を借入れる場合には、組合は商工中金の株主にならなければなりません。

組合が、商工中金株式を取得す

るには資金が必要ですが、この資金は、組合の自己資金により賄われることが原則であると考えられています。

組合の自己資金とは、組合員から受入れた出資金と加入金及び過去の剰余金留保である利益準備金・特別積立金・繰越利益剰余金を合計した純資産勘定のことをいいます。

商工中金株式は、商工中金との取引を継続している間は売却できませんので、安定した資金源で賄われることが、組合の財政上必要だとの方からです。

■ 商工債券

商工債券には、券面額で購入し後日利子を受取る「利付商工債券」(リツショー)と、券面額を割引いた額で購入する「割引商工債券」(ワリショー)とがあります。

ワリショーは割引料(利息相当分)を先取りしますが、割引料は、ワリショーの償還期日までの利息相当分ですから、購入時に受取利息として処理せず、償還期日が到来してから処理します。

また、ワリショーの割引料に対しても、源泉所得税が課税され、ワリショーの購入価格は、源泉所

得税を差し引いた金額になっています。この源泉所得税は、償還期日経過後であれば、組合の納める法人税から差し引くか、組合の納める法人税がないときは還付されることになっています。

■ 受入金

組合の行う金融事業では、商工中金からの転貸資金を借入れることが多く、その場合組合が商工中金の株主になることが必要であり、さらに、商工債券を購入する場面が多いようです。

株式取得については先に述べたように、組合の自己資本で賄うことが原則とされています。

しかし、組合によっては、自己資本が少なく、株式取得金額に満たない組合もあり、このような場合は取得に必要な資金を調達するため、組合員から何らかの名目で資金を受入れることとなります。

また、商工債券については、組合の自己資本により賄われることは少なく、組合員からの受入金で賄われているようです。

組合員からの受入金は、金融事業に多くみられますが、金融事業以外の場合たとえばチケット発行事業、会館建設事業、共同施設建

設事業などでも受入れる場合があります。

受入金の会計処理は、「預り金」として処理する場合が最も多く、次に「借入金」として処理される場合もあります。

預り金としての受入は、組合員に貸付を行なう場合に、貸付金に対する一定額を受入れることがあり、その受入金を処理するために預り金が用いられます。

借入金の受入は、組合の事業資金が不足するときに、資金に余裕のある組合員から借入れることがあります。

その他預り保証金や出資預り金等受入金の受入れは種々な方法により行なわれておりますが、組合法第112条で、組合が、預金もしくは定期積金の受入をすることを禁止していますので念のため申し添えます。

◎金融事業の詳細については
現在お取引の金融機関あるいは

▼商業支援課金融担当

Tel 043・306・3284

▼工業支援課金融担当

Tel 043・242・3277

取引企業倒産対応資金

【対象となる方】

関連企業の倒産により、経営に困難をきたしている方。

【支援内容】

- 貸付限度額：日本公庫（中小企業事業）別枠1億5,000万円
- 貸付利率：基準利率、倒産対策利率A、倒産対策利率B（直近の倒産率等を踏まえ、政府が必要と判断する場合には倒産対策利率を適用）
- 貸付期間：運転資金 7年以内（うち据置期間1年以内）
- 保証条件：日本公庫（中小企業事業）経営者本人の個人保証を不要とする制度が利用可能

【取扱金融機関】

日本政策金融公庫（中小企業事業）：経営環境変化対応資金、金融環境変化対応資金も共通

【ご利用方法】

申込時に各機関に必要な書類を提出してください。

必要書類については各機関にお問い合わせください。

危機対応円滑化支援業務を活用したセーフティーネット貸付

国際的な金融秩序の混乱等といった国が危機対応業務を行うことが必要と認定した危機において、対象となる中小企業者の皆様の資金繰りを支援するため、指定金融機関である商工中金において、日本公庫のセーフティーネット貸付と同様の融資制度をご用意されています。

お問い合わせ先

■日本政策金融公庫（中小企業事業）

東京相談センター TEL. 03-3270-1260

千葉支店

〒260-0027 千葉市中央区新田町 1-1 TEL. 043-243-7121

■商工中金

お客様サービスセンター TEL. 03-3246-9366

千葉支店

〒260-0028 千葉市中央区新町 3-13 TEL. 043-248-2345

松戸支店

〒271-0092 松戸市松戸 1846-2 TEL. 047-365-4111

セーフティーネット貸付制度

一時的に資金繰りに支障をきたしているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業の皆様は融資を受けることができます。なお、昨年12月4日施行された「中小企業金融円滑化法」には、金融機関は、中小企業者から申し込みがあった場合には、できる限り、信用供与（融資）や貸付条件の変更、旧債の借換等の適切な措置をとるように努めると定められております。なお、千葉県の子会社セーフティーネット資金については昨年12月号参照。

経営環境変化対応資金

【対象となる方】

社会的、経済的環境の変化（物価高騰、円高、株安、経済不安など）の影響により、一時的に売上高や利益が減少しているものの、中長期的にはその業況が回復することが見込まれる方（利益が増加していても経常損失が生じる等、特定の要件を満たす場合は対象となります）。

【支援内容】

- 貸付限度額：日本公庫（中小企業事業）7億2,000万円
- 貸付利率：基準利率、基準利率－0.3%（運転資金であって最近における売上高等が前期に比し3%以上減少している場合）
- 貸付期間：設備資金15年以内（うち据置期間3年以内）
運転資金 8年以内（うち据置期間3年以内）
- 保証条件：日本公庫（中小企業事業）経営者本人の個人保証を不要とする制度が利用可能

金融環境変化対応資金

【対象となる方】

金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに困難をきたしているものの、中長期的には資金繰りが改善し経営が安定することが見込まれる方。

【支援内容】

- 貸付限度額：日本公庫（中小企業事業）別枠3億円
- 貸付利率：基準利率、基準利率－0.3%（運転資金であって最近における売上高等が前期に比し3%以上減少している場合）
- 貸付期間：設備資金15年以内（うち据置期間3年以内）
運転資金 8年以内（うち据置期間3年以内）
- 保証条件：日本公庫（中小企業事業）経営者本人の個人保証を不要とする制度が利用可能

一般的な融資

商工中金では、設備資金や長期運転資金をはじめ、手形割引などの短期運転資金まで、中小企業が事業のために必要とする資金に対して幅広い融資を行っています。

□国の施策と連携した融資制度

国の施策に基づく、様々な貸付制度により中小企業をサポートしています。

□組織化、組合共同事業支援のための融資

中小企業の組織化を金融面から支援するため、中小企業が共同して実施する工場・店舗・貨物自動車および倉庫などの集団化や、商店街近代化などの高度化事業などに対して融資するものです。

□業界団体の制度融資

業界団体が行う預託制度などに基づく融資を行っています。トラック近代化基金融資、自動車整備近代化資金融資など、業界を支える各種制度融資に積極的に取り組んでいます。

□その他の融資

中小企業振興、経営安定、先端技術育成などを目的とした地方公共団体の各種預託制度なども取り扱っています。

□様々な金融手法による取組み

商工中金は、中小企業のための総合金融機関として、「私募債受託」「売掛債券流動化」「投資事業組合」「シンジケートローン」「ABL」などの、新しい金融手法によって、高度化・多様化する資金調達ニーズに応えています。

※ 商工中金は昭和11年10月の創立以来、一貫して政府系の中小企業組合等への組織金融機関として、中小企業振興のために総合的な金融支援サービスを実施してきましたが、平成20年10月1日に政府の行政改革により、これまでの協同組織金融機関から株式会社化されました。その後、昨年6月12日に「株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律」が成立して、完全民営化の時期が延期されるとともに、平成23年度末を目途として、政府は商工中金に対する国の関与の在り方等を再検討し、この間、政府の保有する商工中金の株式は処分されないことになりました。

個別の融資相談については下記の窓口まで

□商工中金千葉支店 TEL. 043-248-2345

□商工中金松戸支店 TEL. 047-365-4111

商工中金 SHOKO CHUKIN BANK

商工中金では、設備資金や長期運転資金をはじめ、手形割引などの短期運転資金まで、中小企業が事業のために必要とする資金に対して幅広い融資を行っています。

融資の対象となる方

商工中金の株主となっている下記掲載の中小企業団体（商工中金株主団体*）とその構成員が融資対象者です。また、中小企業を主要な構成メンバーとする共同出資会社、および株主団体とその構成員の海外現地法人などのご相談にも応じています。

なお、中小企業の皆さまで、現在中小企業団体の構成員になられていない方、あるいはこれから事業協同組合等の中小企業団体の設立を検討されている方は、千葉県中小企業団体中央会設立相談室にご相談ください。Tel .043-306-3285

融資の形態

商工中金は組織金融機関として、組合や構成員の皆さまに対して次のような融資を行っています。

□組合貸

- (1)共同事業資金：共同生産、共同加工、共同販売など、商工中金株主団体が行う共同事業に必要な資金を融資するものです。また、高度化事業に必要な資金についても積極的に取り扱っています。
- (2)転貸資金：構成員の事業に必要な資金を、組合を通じて融資するものです。

□構成員貸

商工中金株主団体の構成員（会員企業）に直接融資するものです。

□商工中金株主団体*

- 中小企業等協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合
- 協業組合
- 商工組合・同連合会
- 商店街振興組合・同連合会
- 生活衛生同業組合、酒造組合、酒販組合、内航海運組合、輸出入組合、市街地再開発組合

情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向

1月

漬物製造 〔県下全域〕

価格の安い製品だけが売れている。

味噌製造 〔県下全域〕

米のトレーサビリティ制度（米の取引等の記録の作成・保存）が今年10月から施行される。

製材 〔県下全域〕

新築需要は少なく、リフォームが中心で、単価の変動もなく、取扱量も減少している。

製材 〔木更津〕

人件費、設備の操業度等の圧縮を図るために、輸入・原木産製品を加工せず、一部原木のまま販売している。

印刷 〔県下全域〕

今月の官公需は年度末に向けて前月より動き出して売上も若干上向いた様だ。民需は一部輸出産業関連で僅かに改善した様ですが、デフレ宣言をした内需関連はマイナス続きだ。

生コン製造 〔県下全域〕

公共事業の減少、民間投資の抑制等、当面環境が厳しい状況が統

く見通しである。

電気鍍金 〔県下全域〕

1月は休日が多く、また年明けで発注先の生産活動も進んでいない。2月はこれまで以上に生産額が減少するのではないかと不安だ。

鉄工 〔千葉〕

低操業が長期に及んでおり、中小企業メーカーにおいては、依然として厳しい状況が続いている。

機械部品製造 〔野田〕

2月以降の受注内示が減少、今年も厳しい状況がうかがえる。

採石 〔県下全域〕

羽田D滑走路工事は、築堤工事が終わり岩スリの需要が一段落し、現在は埋立てに入り、山砂の利用が増えているが液状化対策や滑走路の基盤材の一部として岩スリの需要が来年2月まで見込まれる。

土砂採取 〔県下全域〕

羽田D滑走路建設工事に伴う、一部地域（千葉県中部山砂事業組合、かずさ山砂採取協同組合、千葉土砂採取業協同組合）の担当地区（市原、袖ヶ浦、君津、木更津、富津）から山砂が搬入され時限的にでも明るい兆しは見えている。

県議会において、きなだ山国君林の山砂採取を求める地元事業者

らの請願が採択された。

総合卸売 〔千葉県・東京都〕

価格引下げ要請が依然厳しく、収益性低下、売上額減少のため人員減少、パート職員採用により調整しているところもある。

3月に高度化資金の借入が完済する。返済以後の団地組合の一体性維持の好例等ありましたら教えてください。

食肉卸売 〔千葉市他〕

消費の低迷で価格が下がり、生産者は悲鳴を上げている。

建築材料卸売 〔県下全域〕

悪化の一端。需要払底、先行き不透明。輸出関連他産業は米中に活路を求められるが、建設及びセメント業は内需が全てのためますます水河の水の厚さが増すばかり。

自動車解体 〔県下全域〕

金属スクラップ価格がやや上昇してきている。

小売 〔相〕

正月の人は例年並みであったが、売上に結びつかず、前年実績をクリアできなかった。

電気機器小売 〔県下全域〕

今年に入って、景況感は悪化し続けている。誰もが悪化を言うのは今までに無いこと。エコ家電の有

る中でこの状況は恐ろしい。

小売 〔大網白里〕

景況は下げ止まりなのか分からないが、販売価格の下落傾向は続いている。

中古車販売 〔県下全域〕

直販、低調な滑りだし（さらに強まる環境悪化）ユーザーの関心に見るべきものが乏しく、天候不順による影響など、手ごたえ不足を直販にウエイトをかける向きは、強調している。1月下旬以降の成り行きに関心は集中している。

小売 〔東金〕

年末よりバーゲンを実施したところが多く、中旬より厳しい状況にあった。消費者が家計防衛に入り価格競争が一段と厳しさを増してきている。

小売 〔野田〕

売上は引続き減少傾向にある。減少幅は縮小しているが、減少が止まらない。個人消費の低迷で景気回復の出口がみえない。

自動車・自転車小売 〔県下全域〕

今年に入って売上が鈍くなってきたようです。

小売・サービス 〔相〕

1月に入って、益々冷え込みを感じている。

小売・サービス 〔銚子〕

景況は悪いまま。

建設揚重 〔県下全域〕

小型は若干稼働しているが、他方、稼働率50%以下。厳しい状況が続いている。

遊覧船 〔鴨川〕

アクアライン料金値下げ効果は9月頃までは順調に乗船客が増えていたが（前年比5%）、10月以降は景気の低迷がとりざたされたせいか、落込んできている。

一般廃棄物処理 〔千葉〕

前月比は落込んだものの、前年同月比はいい結果がでた。

学習塾 〔県下全域〕

中学3年生や小学6年生で合格した者が、退塾するという事態も散見される。

土木建築サービス 〔県下全域〕

政府の景気対策の動向により、一層の悪化が懸念される。

建設 〔県下全域〕

前年同期より増加したものの、落札価格は低下している。

貨物運送 〔野田〕

物流量の波が大きく不安が募っている。今の時期が一番不景気感の強い時期だと思う。年度末に物流量が増加することを望んでいる。

お知らせ

新卒者就職応援 プロジェクト事業

本会では、「本年3月に大学等を卒業する予定者であつて就職先が未内定の者」を対象に、中小企業の生産現場に触れる機会を与えらるとともに、中小企業で働く上で必要とされる技能・技術・ノウハウ等を習得してもらうための職場体験（インターンシップ）を実施する、「新卒者就職応援プロジェクト」事業を開始しました。

新卒就職先未内定者の職場体験を受入る組合・企業への事業内容は①実習生、中小企業の募集・受付・登録②カリキュラム等の作成、手続き事務等③マッチング（専門家と一体で実施）④事業実施状況管理、フォローアップ等です。受入組合・企業には一定の教育訓練費、保険料、寮借上費が、研修生には一定の技能習得支援金が支払われます。

また、必要に応じて民間企業による、組合等への専門家（キャリアアカウンセラー等）の派遣（紹介）等も受けられます。

◎詳細は経営支援課
Tel 043・306・3200

育児・介護休業法が 改正されます

少子化の流れを変え、男女ともに子育てや介護をしながら働き続けることができる社会を目指して、育児・介護休業法が改正され、紛争解決援助制度もスタートします。

【改正のポイント】
■子育て中の短時間勤務制度及び所定外労働の免除の義務化

①3歳までの子を養育する労働者が希望すれば利用できる短時間勤務制度（1日6時間）を設けることが事業主の義務になります。

*雇用期間が1年未満の勤労者等一定の労働者のうち労使協定により対象外とされた労働者は適用除外。

②3歳までの子を養育する労働者は、請求すれば所定外労働（残業）が免除されます。

*雇用期間が1年未満の勤労者等一定の労働者のうち労使協定により対象外とされた労働者は適用除外。

■子の看護休暇制度の拡充
休暇の取得可能日数が、小学校就学前の子が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日にな

ります。

■父親の育児休業の取得促進

①母（父）だけでなく父（母）も育児休業を取得する場合、休業可能期間が1歳2か月に達するまで（2か月分は父（母）のプラス分）に延長されます。

*父の場合、育児休業期間の上限は1年間。母の場合は、産後休業期間と育児休業期間と合わせて1年間。

②配偶者の出産後8週間以内の期間内に、父親が育児休業を取得した場合には、特別な事情がなくても、再度の取得が可能となります。

③労使協定を定めることにより、配偶者が専業主婦（夫）や育児休業中である場合等の労働者からの育児休業申出を拒める制度を廃止し、専業主婦（夫）家庭の夫（妻）を含め、すべての労働者が育児休業を取得できるようになります。

■介護休暇の新設
労働者が申し出ることにより、要介護状態の対象家族が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日、介護休暇を取得できるようになります。

*雇用期間が6か月未満の労働

者等一定の労働者のうち労使協定で休暇を取得できないものとされた労働者は適用除外。

■法の実効性の確保

①苦情処理・紛争解決の援助及び調停の仕組みの創設
②勧告に従わない場合の公表制度及び報告を求めた場合に報告をせず、又は虚偽の報告をした者に対する過料制度を設けます。

【改正育児・介護休業法の施行日】

平成22年6月30日
ただし、法の実効性の確保のうち、調停については、平成22年4月1日、その他については平成21年9月30日です。

また、常時100人以下の労働者を雇用する企業については、①子育て中の短時間勤務化②所定外労働の免除の義務化③介護休暇の制度化については「公布日から3年以内の政令で定める日」です。

★妊娠又は出産したこと、産前産後休業又は育児休業等の申出をしたこと又は取得したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをすることは、法律で禁止されています。

◎詳細は千葉労働局雇用均等室
Tel 043・221・2307



ゆめ半島千葉国体 2010

今 房総の風となり この一瞬の輝きを

第65回国民体育大会

平成22年9月25日(土) ~ 10月5日(火)

(財)日本体育協会、文部科学省、千葉県